

筑後市北部交流センター利用の手引き

1. 開館時間等

- (1) 毎週火曜日及び12月29日から翌1月3日までは休館します。また、施設管理のため臨時の休館日を設けることがあります。
- (2) 防災のための避難所を設置した場合、公職選挙法に基づき選挙の投票所を設置した場合などは利用できません。
- (3) 開館時間は午前9時から午後10時までです。
- (4) 北部交流センターは「施設利用料金表」に記載する時間区分により、貸し出しを行います。準備から片付けまでの時間を考慮して予約してください。

2. 利用申込の受付期間

北部交流センターは下記の施設区分により受付を開始します。

区分	受付期間
ホール1,2、会議室1,2,3、カルテサールーム、和室1,2、料理実習室	利用日が属する月の2ヶ月前の両日から
トレーニングルーム	市の健康増進事業等の専用とし、当分の間、一般貸し出しは行いません。

3. 利用申込手続き

- (1) 北部交流センター拠点施設窓口で、「筑後市北部交流センター施設利用申込書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- (2) お申し込みは、事前に利用団体登録された会費・催物の主催者に限らせていただきます。

4. 利用料金及び利用料金のお支払い

- (1) 施設の利用料金は、「施設利用料金表」をご覧ください。
- (2) 施設の利用料金は、前納とし、冷暖房料金は、各室インクイマーでお支払いいただけます。
- (3) 予約成立後、利用料金を請求しますので、1週間以内に（利用日まで1週間をきっている場合は速やかに）、北部交流センター拠点施設窓口でお支払いください。

5. 利用料金の還付

予約成立後、既にお支払いいただいた利用料金は原則として還付できません。ただし、下記の場合に限り所定の割合を還付します。

事由	還付割合
利用者の責めによる合理的理由により利用できなくなったとき	100%
教育委員会が特に必要であると認めたとき	50%

6. 使用者の禁止事項

使用者が下記事項に該当する場合は、使用できません。

- (1) 公序または善良な風俗を害するおそれがある場合
- (2) 他の施設利用者や周辺の住民等に著しく不快感を与えるおそれがあると認められる場合
- (3) 指定の期日までに利用料金の前納がない場合
- (4) 虚偽、詐称その他不正な手段により、使用の承認を受けた事実が明らかになった場合
- (5) 利用権を第三者に譲渡または転貸されるおそれがある場合
- (6) 北部交流センターの施設または設備等を毀損(きそん)するおそれがあると認められる場合
- (7) 本基準その他当該施設の指示に違反した場合
- (8) その他北部交流センターの管理上支障があると認める場合
- (9) 専ら回員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体に該当する場合。

なお、災害等の事故が発生した場合、または災害等の事故が予想される場合は、安全のため使用を中止または制限することがあります。

7. 許可を要する事項

使用者が下記事項を行う場合は、事前に北部交流センター拠点施設窓口への届け出しと消防署等の許可が必要です。

- (1) 火気の使用その他、北部交流センターの施設または附属設備等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (2) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (3) 館内での看板、標示物、ポスター等の掲示及びチラシ等を配布する行為
- (4) その他、北部交流センターの管理上、許可が必要と認める行為

8. 使用者の遵守事項

使用者は、関係法令にない善良なる管理者の注意義務をもって施設等を使用するとともに、下記事項を遵守してください。

- (1) 本基準に定める事項を遵守し、承認された施設使用申込書の内容に従って利用してください。
- (2) 使用に当たり必要となる防火管理、衛生管理、著作権等の関係官公庁・団体への必要な手続きは使用者の責任において確実に行ってください。
- (3) 使用中の各施設の管理、秩序維持、来館者の整理・案内誘導、盗難・事故防止等は、使用者の責任において確実に行ってください。と多数の来場者が予測される場合は、使用者において必ず警備を実施してください。また、警備の実施方法等について事前に協議してください。
- (4) 事故防止には万全を期してください。なお、施設利用中（準備・撤去を含む）に万一事故が発生した場合は使用者の責任において対応してください。
- (5) 不測の災害や事故等に備え、施設利用前に、非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認し、有事には来場者の避難誘導を確実に行ってください。
- (6) 利用終了時は、速やかに施設を原状に復し、施設職員の点検を受けるとともに、その指示に従ってください。
- (7) 施設の管理運営上必要があるときは、使用中であっても、予告無く施設職員が会場等へ立ち入る場合がありますので、ご了承ください。

9. 損害賠償及び弁済

- (1) 施設内外の建造物・設備・備品を汚損・毀損・紛失した場合は、速やかに連絡してください。使用者及びその関係者、催物の来場者（以下「使用者等」という）に起因する損害については、使用者がその賠償の責任を負うものとします。
- (2) 会議、催物の開催中または準備・撤去作業中、施設内において生じた使用者等の所有物または展示物の盗難・破損等の事故について、一切の責任を負いません。
- (3) 催物の開催に伴い、使用者が必要となる損害保険等に加入してください。

10. 付属設備等の提供

- (1) 備え付けのプロジェクター等の映像設備やワイヤレスマイク等の拡声設備、仮設ステージ、展示パネル等の利用を希望される場合は、「備品借用申請書」を提出してください。
- (2) ホール1とホール2の可動壁、会議室1と会議室2の可動壁を取り除く必要がある場合は、予約の際に必ず申し出てください。

11. 適用

本基準は平成29年11月4日以降の使用から適用いたします。

筑後市では、北部交流センターとして、多目的広場の整備や防災機能・生涯学習機能・地域交流機能・健康増進機能などを持つ施設の整備などを行っています。このたびオープンする拠点施設に加え、今後も、防災倉庫や屋外トイレの建築、舗装工事、植栽工事、多目的広場の整備、屋外ナイター施設整備、元筑後養護学校赤坂分校跡地の整備などを進めていきます。



北部交流センター全体計画

一施設利用の受付について

- ◎施設の予約については、利用予定日の2ヶ月前の日から予約を受け付けます。
- ◎施設利用料は前納です。予約申込後、速やかに施設利用料をお支払いください。

一申込み・お問合せ



北部交流センターチクロス

TEL 0942(65)5502

FAX 0942(65)5503

〒833-0054 筑後市大字蔵敷515番地の1



開館時間：午前9時～午後10時

(日・祝日は午後5時まで)

休館日：毎週火曜日/年末年始(12/29～1/3)

筑後市北部交流センター

チクロス

Chikuros



地域の夢広がる交流施設

2017.11.4

NEW
OPEN!

筑後市